

農産物の表示〔野菜、果実、豆類、雑穀、米穀(包装容器に入れられた玄米、精米を除く)〕

農産物に必ず表示しなければならない事項は、名称と原産地の2点です。表示の方法は、袋に表示する以外に立て札などのポップでもかまいません。また、仕入れの箱等に正しい名称及び原産地の表示があれば、そのまま利用することができます。



① 名称

- 内容を表す一般的な名称を記載します。

② 原産地

- 国産品は、**都道府県名**を記載します。
ただし、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として記載することができます。
※一般的に知られている地名とは、郡名(伊予郡等)、島名(興居島等)等が該当します。
- 輸入品は、**原産国名**を記載します。
ただし、その他一般に知られている地名を原産地として記載することができます。
- ◆複数の原産地のものを混合した場合は、同じ種類の農産物に占める**重量の割合の高い順**に記載します。

③ その他 食品表示基準Q&Aが改正されました(令和4年3月)。

- 「生しいたけ」については、名称及び原産地に加え、**栽培方法**を記載します。
「生しいたけ」の**原産地**は、原木又は菌床培地に**種菌を植え付けた場所(植菌地)**を記載します(**原産地の根拠を示す資料を保管することが必要**です)。
- ◆植菌地(A県)と採取地(愛媛県)が異なる場合の表示例(菌床栽培)

名 称 しいたけ 原 産 地 A県 栽培方法 菌床	採取地を任意で 表示する場合⇨	名 称 しいたけ 原 産 地 <u>A県</u> 採 取 地 <u>愛媛県</u> 栽培方法 菌床	または	名 称 しいたけ 原 産 地 <u>A県</u> 栽培方法 菌床 (商品説明) <u>A県で植菌した菌床を用いて、愛媛県において管理・採取を行いました。</u>
---------------------------------	--------------------	--	-----	---

※任意で「採取地」を表示する際は、「原産地」に隣接した箇所に表示します。
また、表示に用いる文字について、同色及び同等程度の大きさで表示します。

- ◆原木栽培されたものには「**原木**」、菌床栽培されたものには「**菌床**」と記載します。また、原木栽培と菌床栽培を混合した場合は、**重量の割合の高い順**に「原木・菌床」または「菌床・原木」と記載します。
※「**原木栽培**」とは、クヌギ、コナラ等の原木に種菌を植え付ける栽培方法、「**菌床栽培**」とは、おが屑にふすま、ぬか類、水等を混合してブロック状、円筒状等に固めた培地に種菌を植え付ける栽培方法です。

- 「豆類」(枝豆等未成熟の物を除く)で密封して販売するものは、計量法に基づき「**内容量、表記者の氏名(名称)及び住所**」の記載も必要です。
- 輸入フルーツ等は、鮮度保持のために防ばい(防かび)剤を使用する場合があります。食品衛生法では、「かんきつ類」や「バナナ」等に限って、**防ばい(防かび)剤**の使用を認めており、使用した場合は**添加物**の記載が必要です。
- 放射線を照射した食品や遺伝子組換え農産物(→P21)については、別途、必要な表示があります。

【ご存知ですか?】

- ◆単品の野菜を単に切断したもの(カット野菜)、複数の野菜を切断したうえで混ぜ合わせたもの(サラダミックス、炒め物ミックス)の取扱いについて
単に切断したものは**生鮮食品**に区分され、**名称及び原産地**などの表示が必要です。
複数の野菜を混ぜ合わせたものは、それ自身が一つの製品(調理された食品)であることから、**加工食品**に区分され、**名称、原材料名、原料原産地名、消費期限又は賞味期限、保存方法**などの表示が必要です。
表示する食品が、生鮮食品と加工食品のどちらに区分されるか不明な場合は、食品表示に関する相談窓口(→P26)へお問い合わせください。